

第5期美術品補償制度部会（第2回）議事録

1. 日 時 平成27年5月20日（水）14:00～16:00

2. 場 所 文部科学省旧文部省庁舎5階文化庁特別会議室

3. 出席者（委員）

馬淵委員，大塚委員，大原委員，岡部委員，佐藤委員，富田委員，
箱守委員，白原委員，高橋委員，中林委員

（ヒアリング）

東京大学大学院法学政治学研究科教授 宇賀 克也 氏

（事務局）

有松次長，山下文化財部長，萬谷美術学芸課長，渡辺課長補佐，
松本美術品補償調査官

4. 議 題

- （1）美術品補償制度の在り方について
- （2）その他

馬淵部会長：それでは定刻となりましたので、ただいまより文化審議会第5期美術品補償制度部会（第2回）を開催いたします。本日は皆様御多忙のところ御出席いただきましてありがとうございます。なお、本日は専門調査会の高橋委員，白原委員，中林委員にも御出席いただいております。それではまず、本日の日程について事務局から説明をお願いいたします。

渡辺課長補佐：それでは、資料1を御覧いただきたいと思います。本日の議題といたしましては、美術品補償制度の在り方について、東京大学大学院法学政治学研究科教授の宇賀克也先生から、法的な観点から御意見の発表をしていただき、その後、委員の皆様へ審議のまとめ（案）についての御議論をお願いしたいと思っております。以上でございます。

馬淵部会長：ありがとうございました。それでは議題1の「美術品補償制度の在り方について」に進みます。展覧会における美術品損害の補償に関する法律の附則においては、法律の施行後3年を目途として、法律の施行状況や社会経済情勢の変化等を勘案し、国民が美術品を鑑賞する機会の一層の拡大を図る観点から、補償契約による政府の補償の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずることが定められております。

本部会では、前期に引き続き自己負担額50億円の引下げを含めた美術品補償制度の在り方について検討し、今年の夏頃を目途に検討結果を取りまとめた

いと考えております。本日は前回に引き続き、自己負担額50億円の引下げに係る論点について議論するに当たり、まず法的な観点から、東京大学大学院法学政治学研究科の宇賀克也教授よりヒアリングを実施し、その後更に御議論いただきたいと思います。

それではまず、宇賀教授より御意見の発表をお願いいたします。10分程度で御意見の発表を頂いた後に、質疑応答を20分程度でお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

宇賀教授： 御紹介にあずかりました東京大学の宇賀と申します。よろしくお願いいたします。私にこの依頼がありましたのは、主として法律的な観点からこの問題について論点を提示するようということかと思いましたので、今日の資料も主として法律的な観点からまとめております。

初めに、国の役割と地方公共団体の役割ということでございますが、地方自治法の中に国と地方公共団体の役割分担の原則というものが規定されております。そしてその中に、全国的な規模で、若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施、これが国の役割ということになっておりますので、この法律に基づく国の役割というのはこれに該当するものであろうというふうに考えられます。地方公共団体は地域における行政を担うということで、公立の美術館で様々な展覧会を開くというのは、地方公共団体が地域において行う行政ですけれども、国家全体としてこうした美術品の展覧会への国民のアクセスを拡大していくということが、国の役割として位置付けられるということかと思えます。

こうした政策を評価するときには、現在、行政機関が行う政策の評価に関する法律、政策評価法という法律がございまして、そこで評価の視点というものが定まっております。必要性、効率性、それから有効性という、この三つの観点から評価しなさいということになっております。

この必要性の観点と言われるものは、国民社会のニーズ、又はより上位の行政目的に照らして、その行政目的が妥当性を持っているのかどうか、それから行政関与の在り方から見て、行政が担う必要があるのかどうか、これが必要性の観点ということになるわけです。

そこでこの問題を考えるときには、この法律の目的を確認した上で、その目的の観点から、この政策が必要かどうかということを見ていくことになります。これは言うまでもないことですが、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援すること、そして究極の目的が文化の発展に寄与することによってございまして、この目的に照らして、必要性の観点から評価がされることになります。

この実績を見てみますと、3年半余りで18件の展覧会に適用されているということで、総評価額が500億円を超えるような大規模展覧会ですと、平均5割程度、それから50億円を超え、200億円未満の展覧会で平均3割程度保険料が軽減されているということで、この目的に照らしてそれなりに実績が

上がっているのではないかというふうに考えております。

必要性の観点から考えていくときに問題になるのが、いわゆる官民の役割分担という問題でございます。特に50億円から引き下げることになりますと、この点が大きな論点になってまいります。これまでは民間が負担しにくい一定規模以上の損害を補償対象としていたということで、この問題は基本的には回避されていたのだらうと思われるところです。通常損害でも、数十億円程度から民間では再保険を付与したり、特定損害ですと、そもそも民間では付保に慎重であったという部分を対象にしてきたということですが、これを引き下げるときにどうするかということでございます。これはまた後でお話しいたします。

次に有効性の観点、これは得ようとする政策効果と、得られている又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにする観点であります。この制度の適用によって開催が可能になった展覧会が存在すること、また展示作品の質・量が充実したということ、入場料の無料化・軽減、開館時間の延長、教育普及活動の充実等にそれが振り向けられたということで、一定の有効性はあったということだと思いますが、これが資源量に見合った効果が得られるかどうか、他により少ない方法で効果が上げられるものはないかというのが効率性の観点ということになります。

この観点から見ますと、これまで実際に補償の支払例がないので、こういう制度を設けたことによるモラル・ハザードは生じておらず、むしろ制度の適用の申請を通じて安全意識は向上してきたということだと思います。ただ、申請書作成の負担が大きい、あるいは提出時期、提出方法が柔軟性に欠けるという指摘もございますので、これらの点は効率性の観点から改善の余地の有無を検討する必要はあるというふうに思われます。

下限金額の見直しにつきましては、そもそもそれが必要なかどうかという観点ですけれども、これは引き下げられた場合、制度を利用したいと思う美術館が69%ということですので、需要は存在するだろうということは考えられます。確かに下限金額を引き下げても、下限金額に近い規模の展覧会ではその引下げの効果というものが大きくないとは言えますけれども、しかしそれでも69%の美術館等がそれを望んでいるということは、それであっても十分な経済的インセンティブになるということを示しているのではないかとこのように考えております。

また、この問題を考えるときには、特に美術品補償法の国会における修正を考慮する必要があります。そこにありますように、展覧会の開催に資するものとなるように配慮するという3条1項の規定や、多様な展覧会の開催に資するよう配慮しなければならないという4条2項の追加、更に今お話のありました附則の2項であります。国民が美術品を鑑賞する機会の一層の拡大を図る観点から検討しなさいという国会における修正、これは大都市に限らず、全国的な広がりのもとで多様な展覧会が開催できるように政府の配慮を求めるものであるというふうに国会でも発言されておりますので、こうした国会から示された

観点というものは、当然のことながら十分に踏まえた検討が必要というふうに考えられます。

下限金額の引下げによる効果ですけれども、確かに引き下げても自己負担額である下限金額に近い規模の展覧会では、入場料の軽減や、教育普及活動の充実といった国民的利益の還元はそれほど見込まれないと思われましても、これはどこに下限金額を設定しても、現在の下限金額でも存在する問題であってやむを得ないと思われまします。下限金額の引下げを行うと、それまで開催できなかった展覧会の開催が可能になるなど、展示作品の質・量が充実すれば、十分目的を達成したと言えるのではないかというふうに考えております。

それから下限金額の見直しと制度適用要件ですけれども、下限金額を引き下げた場合、他の制度の適用要件を維持すべきか、それとも厳格化すべきか、緩和すべきかという問題があります。これは引下げを希望する美術館、博物館の実態を踏まえて判断すべきでありますけれども、引下げを希望する美術館、博物館の大半が下限金額以外の制度適用要件を満たすことが困難であれば、引下げの意味がほとんどなくなってしまいますので、緩和の必要が出てくるというふうに考えられます。

それから引き下げた場合に補償料の納付の問題が出てくるのではないかとこの指摘がございます。補償料の導入が美術品補償制度の利用を躊躇させる可能性があるわけですけれども、もともとこれは民間保険では保険料が高額になり過ぎ、対象とすることが困難な場合に対応していたものであります。補償料の額にもよりますが、それを導入することによって制度の利用を躊躇させることになれば本末転倒になってしまうのではないかと考えられます。確かに他の制度、原子力損害賠償補償契約に関する法律では、原子力事業者が補償料を納付するようになっており、あるいは船舶油濁損害賠償保障法でも国庫基金への納付ということで一定の補償料を払う制度がありますけれども、この美術品の損害補償制度というのは、これらとはかなり性質が違うものだと考えております。

そこに法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律というのを挙げてあります。政府・地方公共団体がいわゆる債務保証をすることを禁じた法律でございますけれども、実際にはこれと同じようなことが広く地方公共団体で行われておりまして、それが損失補償契約と呼ばれるものであります。これはどういうことかという、例えば第三セクターなどが金融機関から融資を受けるときに、地方公共団体がこの損失補償契約というものを結びまして、もし破綻した場合には、地方公共団体が損失を補償するということで、安心して融資をしてもらうというものでございます。これがそもそも債務保証を禁じた先ほどの法律に反しないかどうかということが争われまして、東京高等裁判所が安曇野のケースで、この法律に違反すると判示して、金融機関が一時パニックに陥ったのですが、最高裁判所が平成23年に判決を出しておりまして、そこで付言として、この損失補償契約は債務保証には当たらないから、これは違法ではないという判決が出ました。これで金融機関も安堵したということでございませうけれども、美術品補償制度は、むしろこれに類似したものというふうに考えら

れます。

ここで最高裁判所は、こういう損失補償契約がどういった場合に許されるかという、公益上の必要性がある場合と判示しました。これは、そこにあります地方自治法232条の2において、補助金を支給するときには公益上の必要性があることが必要だというふうに規定されているのですが、それと同じように考えて、公益上の必要性がある場合には、損失補償契約は許されるというおりにまして、したがってそこには当然裁量があるということですね。裁量権の逸脱、濫用に当たる場合だけそれが許されないけれども、逸脱、濫用に当たらない限りは、それは裁量権の行使として許されるというふうに判示をしております。

そこで、この下限金額の見直しと民間保険との関係ですが、下限金額を引き下げる場合には、民間保険では対応できないかという必要性の観点からの検討が必要になります。民間では付保が困難であるとか、あるいは可能であっても、保険料が高額になってしまう場合には、この法律の目的に照らして下限金額を引き下げるといことは考えられるだろうというふうに思われます。

ただ、民間保険との競合を避けつつ法の目的を達成する手段としてはほかの方法も考えられて、例えば、民間保険会社に任せるけれども、その民間保険会社の保険料を公的に補助するといったやり方も考えられます。それからそのほかの法律の助成制度などもありますので、そうしたもので目的を達成できるかどうかという観点からの検討も必要になってくるかと思えます。

下限金額を考える場合に、主たる考慮要素としては何かというと、一つはこの法律の目的を実現するという、それから当然財政負担の問題、それから官民の役割分担ということになってまいります。ユニバーサル・アクセスが必要だということは、文化芸術振興基本法でもうたわれていることとございますし、特に展示等への支援ということもうたわれております。それからこうした美術館、博物館、展示等への支援ということがうたわれておりますので、法の目的にはかなったことだというふうに言えると思いますが、必要性の観点から見ていくときには、まずはその立法事実を確認すること、つまり、どの程度までの引下げのニーズがどれぐらいあるかということヒアリング、アンケート調査等で確認し、民間保険で対応できないかを確認すること、さらに、民間保険のみで保険料が高額になる場合に、例えば保険料の補助といった方法との比較が必要になってくるかと思えます。

そして財政的な考慮ということになります。財政的な考慮が必要だということは、この美術品補償法でも、例えば財務大臣との協議の規定などからもうかがえるわけです。ただ、文化芸術振興基本法、あるいは海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律では、こうした美術品の公開、あるいは文化振興のために財政上の措置を講ずる責務が規定されていることにも配慮する必要があるかと思えます。

下限金額は政令に委任されておりますので、内閣の立法裁量ということになりますが、こういう立法裁量の審査について、司法審査では最近、社会観念審

査プラス判断過程統制ということが、一般的に最高裁判所でも行われるようになっております。社会観念審査においては、およそ社会通念に照らして、そういう判断が著しく不合理だと言える場合には裁量の逸脱・濫用になります。判断過程統制というのは、当然考慮すべき事項、先ほど挙げたような事項をしっかりと考慮したかどうか。それから考慮すべきでない事項を考慮しなかったかどうか、すなわち、他事考慮がなかったかどうかという観点から判断されるわけです。

それから通常損害の下限金額の引下げが当然に政府負担の上限金額の引下げまで要請するものではないと思われま。現在でも特定損害の下限金額は、通常損害の下限金額よりも引き下げられておりますけれども、上限金額は同一になっているわけです。下限金額の引下げにおける制度設計ですけれども、これについては一律に引き下げるか、あるいはその美術品の総評価額に応じて引下げの幅を変えるかということは、立法政策としては両方あり得るので、その長短について立法事実を確認して判断するということになると思います。

それから総評価額が20億円の損害の場合、仮に下限金額を10億円に引き下げたとした場合、10億円の自己負担、10億円の政府負担ということになります。他方、総評価額が100億円の損害の場合、仮に下限金額を10億円に引き下げたとした場合、10億円の自己負担、90億円の政府負担になります。後者の場合、従前の下限金額50億円でも大きな支障がなかったのであれば、引下げ幅に大きな差を設けることも考えられると思われま。

それから下限金額を引き下げた場合の制度目的については、これは特に変更する必要はないと考えております。

それから制度の利用の必要がない事例というのは存在し、現在でも制度を利用しなくても展覧会を開催できる事案というのはかなりあるわけ。引き下げた場合に、それがもっと増えるという可能性はありますけれども、しかしこうした支援制度が利用可能であっても利用しない者が存在するということは、ほかの支援制度でも一般的に言えることですので、支援を必要とする者がいる程度存在する以上は、意義が否定されるものではないというふうに考えております。

以上で私からの話を終わります。

馬淵部会長：大変立派な資料を御準備くださいまして、丁寧な御説明をありがとうございました。ただいまの宇賀教授の御発表に関して、皆様もいろいろな御質問、御意見等あると思しますので、ここで質疑応答の時間にしたいと思います。どうぞ御自由に発言なさってください。

それでは、少し私の方から御質問させていただきたいのですが、資料2の27ページにある保険料等の補助ですけれども、今まで民間保険との競合をどうやって避けるかというのをいろいろ議論してまいりましたが、保険料補助というような議論は今まで出てきたのでしょうか。私の知っている範囲では、今までは余り出てこなかったと思うのですが、このような場合にどういう形で保険

料を国が補助するかというような例を御説明いただけたら有り難いと思います。

宇賀教授： 金融機関から融資を受ける場合に、利子を払わなければいけないというときに、その利子の部分について補助するという利子補給金という制度がございますけれども、これはかなり広く使われておりまして、民間の融資は、どうしても公的融資と比べますと利子が高くなります。そこで、その利子の部分について補助をするという利子補給金という形でかなり広く使われていますけれども、それと同じような発想で、公的な形で損失補償するのではなくて、民間の保険を使うけれども、どうしても民間の保険を使った場合に保険料が高くなってしまうと。そこでその部分について国がその保険料の支払を補助するという形で補助金を支給するという制度設計ですので、融資の場合にはかなり広く見られる利子補給金の制度と同じような考え方ということになると思います。

馬淵部会長： ありがとうございます。ほかに御意見、御質問はございますか。

富田委員： 資料2の37ページの下限金額引下げにおける制度設計で、一律に引き下げるか、補償対象となる美術品の総評価額に応じて引下げの幅を変えるかという二つの選択肢が示されていますけれども、総評価額に応じて引下げの幅を変える場合には、具体的にどのような方法が考えられるのでしょうか。我々の議論の中でも、例えば総評価額に応じて50億円、30億円、10億円にするとか、あるいはパーセンテージでやるとか、いろいろな意見が出ているところです。

宇賀教授： そういうふうなことを考えておりました。その評価額に応じて、例えばこの程度の額だったらこれぐらいの引下げといったものを考えておりまして、そういうやり方もあると思うのですが、それは一律引き下げるのがいいか、あるいは評価額に応じた引下げがいいかどうかということは、法的に決まってくる問題ではなくて、やはり立法事実を確認して、どの程度のところでどのぐらいの必要があるのかということを確認して決めていくしかないもので、立法政策としては両方あり得ますが、まずは立法事実を確認して、どの程度の需要がどの部分にあるのかということを確認して決めていく問題かと考えております。

富田委員： 要は現状がどちらの方にふさわしいかということを確認していくということですね。

宇賀教授： そうですね。

富田委員： ありがとうございます。

馬淵部会長：ほかに御意見、御質問はございますか。

宇賀教授： 若干補足いたしますと、最初の国の役割、国と地方公共団体との役割分担というところでございますが、地方自治法で定まっております国と地方公共団体の役割分担というのは、配慮原則というふうに言われております。一つの事務を、国に割り当てるとか、都道府県に割り当てるとか、市町村に割り当てるとか、こういうのを一元的配分方式といいます。これはシャープ勧告のときのシャープ三原則とか、あるいは神戸勧告でとられていた原則ですが、地方自治法は、そういう考え方をとっているというわけではありません。一つの事務が国の事務でもあり、地方公共団体の事務にもなる、こういうのを多層的配分方式といいますけれども、それを否定しているということではございませんので、ある事務が地方公共団体が行う事務であり、かつ国の事務でもあるということではあり得るということです。ただ、これを受けて地方自治法の2条11項で、地方公共団体に関する立法をする場合、これは法律を制定する場合もそうですし、あるいは内閣が政令を制定する場合もそうですけれども、その場合には国と地方公共団体の役割分担の原則を踏まえるということになっておりますので、例えば政令を制定する場合も、国と地方公共団体の役割分担を踏まえるということになります。もしこれと違う考え方をとる場合には、なぜそうなのかということについての合理的な説明責任が生ずるといって、そういった性格のものでございます。

馬淵部会長：ありがとうございました。

宇賀教授： それから、民間との関係で若干補足いたしますと、一つは民間と競合することになった場合に、独占禁止法の問題がございます。独占禁止法の事業者、これは国や地方公共団体も含まれるというのが判例でございますが、かつて東京都屠畜場とちくじょうを経営していて、その料金が民間と比べて非常に安かったことから、不当廉売に当たるといって、不法行為ではないかと訴訟で問題になったケースがありますが、最高裁判所の判決が平成元年に出たもので、最高裁判所は東京都のような地方公共団体も事業者にあたるとしました。しかし、単に価格が民間よりも安いからといって不当ということにはならないとしました。やはり公的な役割があるので、それが不当に当たるかどうかというのは、行政目的を総合的に考慮して判断すべきであって、これは不当廉売には当たらないという判断を出しております。

国との関係では、かつて郵便事業が民営化される前、国が現業として行っていた時代に、お年玉年賀はがきが、私的独占や不当廉売に当たらないかどうかということが問題になったことがありますけれども、このケースでは、やはり裁判例では国も独占禁止法という事業者に当たるといって判断しておりますが、しかしそこには非常に大きな、国民が広く郵便を利用できるようにするといったユニバーサル・アクセスという公的な目的もあること等に照らし、独

占禁止法に違反するものではないという判決が出ております。

馬淵部会長：ありがとうございました。

岡部委員： これまでに我々が様々に議論してきた内容をすごく的確にまとめていただいて疑問が解けてきたのですが、宇賀教授は海外の国家補償制度に関しては多少御存じでしょうか。

宇賀教授： 一般的な国家賠償の制度とか、国庫補償制度は比較法的な検討をしておりますけれども、特にこの国家補償制度の問題に関して比較法的な検討をしているというわけではございません。

岡部委員： 例えば、イギリスとかは、やはり大きな美術館でも民の立場だと思いませんか。アメリカもそうだと思いますが、官民という形の共同作業がそれほどあるとは知らなかったのですが、やはりイギリスにしても、アメリカにしても、国家補償が割と強いですよ。だから結局、その国家補償をすることによって、例えば民の施設でも、官民の共同作業で文化を盛り上げている気がするんですね。フランスの場合は、割と国家補償の実施例が少ないけれども、基本的に施設は官的な立場のものが多くて、そうすると更に国家補償のような形で実施とか運営に補償しなくてもいいというような立場なのかなと、イギリスの実施例や、法律的な面が余りよく分かりませんが、そういう気がしました。その辺、本当はもう少し知りたいという気がします。

宇賀教授： そうですね。官と民との関係というのは、もちろん国によって様々です。民間が主体となっていく中で、国とか地方公共団体がいろいろな形でそれを支援していくというのが中心の国もあれば、非常に官の役割が広くて、かなりの部分を官とか、あるいはその外郭団体が担っている国などがあって、そこは国によって非常に違いがあります。

日本の場合には、官民の役割分担について、いわゆるその補完性の原則と言われるもの、つまり民でできるものは民に任せるということが、法律で明記されているというわけではないんですね。ただ、規制改革の流れの中で、いろいろな規制改革の答申等で、民にできるものは民に任せるといことが言われて、特に先進国でニューパブリックマネジメントというものが行政の基本的なスタイルになってからは、なるべく民間にできることは民間に任せるといことが一般的な方針になってきて、我が国も規制改革の中ではそういう方針をとってきたわけです。

ただ、一般的にそれが明確に規定されているというわけではありません。個別の法律の中には非常に明確にそれを書いているものもあるんですね。例えば港湾法の13条1項などでは、港務局というポート・オーソリティが民間の、例えば倉庫業者とか港湾事業者に不当に干渉するとか、それと競争してはなら

ないということが明確に書かれています。ただ、それは非常にまれな例ですね。ですから、多くの場合には官と民とが競合することがある。日本の場合には、特に地方公共団体などは非常に広く地方公共団体の収益活動を認めておりまして、地方公共団体が様々な収益事業、例えば北海道の池田町はワインを作っていますし、他の地方公共団体では、ホテル事業など、いろいろな収益事業を行っているところもございます。そういうことはかなり広く認められていて、それによって地方公共団体の発展を支えたり、あるいは財政収入を上げたりということも、これも地方公共団体の役割だというふうに考えられています。

国の場合も、そういう収益事業が明示的に禁じられているというわけではありませんし、また、民間が行っている活動について、国が全くそこに介入してはいけないということが、あるいは民間が行える事業を国が行ってはいけないという明確な原則があるわけではありませんが、ただこの独占禁止法の問題が出てくるので、不当な形で競争するということは独占禁止法上できないという縛りはあります。また、民間が行っている事業、民間が行える事業を国が行う場合もちろんあるんですけども、そのときにはやはり説明責任が課されるということとも言えると思うんですね。なぜこの事業を民間でも行えるのに国が出てくるのですかという、先ほどの政策評価法でいう必要性の観点ですね。その観点から、やはり民間でもできるけれども、民間に任せておくと、例えば非常に使いにくいとか、あるいはそれでは十分利用できる者が限られるとか、あるいはそこをもっと安く公的な形で支援することによって、そこで生じた余裕をほかの公的な目的に振り向けてもらうとか、そういった公的な機能があるということについての説明責任が課されるということとも言えるかと思います。

馬淵部会長：実は私、この委員になる前の初期の段階のことを余り存じないのですが、この法律ができたときに民間の方から異議が発生したのでしょうか。

渡辺課長補佐：異議が発生したといえますか、基本的にはやはりどういう額に設定するかというところで、民間ともいろいろと話をしながら50億円という額が決まってきたということはあるかと思えます。

馬淵部会長：そうすると、50億円という段階では特に問題はないというふうに判断され、それをまた下げるということになる、また調整がかなり必要ですね。

渡辺課長補佐：それは必要になってくると思います。

馬淵部会長：50億円の引下げのときには、今宇賀教授のおっしゃっていただいた説明責任というのは当然生じるでしょうけれども、本来の目的であります国民が美術品を鑑賞する機会を拡大するというような重要な目的のために、何とかそこを説得するという形になるのでしょうか。実際に保険料がどうなるかというのは誰も読めないというか。いつもここで問題になっているんですけども、要す

るにいろいろな要素を含んで保険料率を出していらっしゃるそうなので、50億円を引き下げたら保険料はどうなるのか、例えば30億円にしたら保険料がこうなるとか、10億円にしたらこうなるといふのは、なかなか数字としてよく分かっていないといふか、出てこないのですが、その辺の数字に関してはやはり宇賀教授でも読めないといふお考えですか。

宇賀教授： はい、そうですね。

箱守委員： この法律を作る前の段階で、かつて宇賀教授とこういう制度を作りたいといふときの検討と一緒にさせていただいた記憶があるのですが、そのときはなかなか国がやらなくても民間でやっているのではないかといふ壁を突破できなかったわけですが、その後一生懸命努力をしてこの制度ができたわけですが、金額を下げるのを認めるのは誰なのですか。いわゆる財務省なのか、下げてもどこまでならいいといふのを誰が判断することになるのでしょうか。

宇賀教授： 補償金額の部分については政令に委任されておりますので、政令の制定権者は内閣ということになります。ですから合議体としての内閣が決定することになります。ただ、当然内閣の構成員、財務大臣も内閣の構成員でありまして、これは別に憲法とか内閣法に明示されているわけではないんですけども、内閣の閣議決定は全会一致というのが慣習法になっております。ですから1人でも反対すると閣議決定できないわけですね。したがって、当然財務大臣の合意も得る必要があるといふことで、事前に財務省との調整をして御了解いただけないと、実際上は閣議決定できないということになります。

箱守委員： ありがとうございます。

馬淵部会長： これは、例えば数字の引下げの提案としては、もちろん事前に合議するわけですが、文化庁から文部科学省に上げて、文部科学省から閣議に提案するといふか、議事に諮るといふことなんですね。

渡辺課長補佐： はい。手続的にはそうなります。ただ、宇賀教授がおっしゃったように、事前に全省庁の了解を取り付けた上で、こちらから閣議請議かくぎせいぎをして提案して認めてもらうという手続になりますので、当然その中には財務省も入ってくるということでございます。

馬淵部会長： 財務省がやはりどうお考えになるかが重要ということですね。ほかに何か御質問等ございますか。

岡部委員： これまでどおり大型の展覧会に関しては50億円というのを設定しAランクとする一方で、もう少し件数を増やしたいということもありますので、1億

円という B ランクを設けるとすると、それは法的には問題ないということですよ。

宇賀教授： 法的には問題ないですね。政策的な判断の問題かと思います。

岡部委員： そうですね。例えばそういうふうにこちらが提案した場合、財務省だったら、どの辺りにこだわるのでしょうか。

宇賀教授： やはり財務省の立場からすると、当然それだけの需要が本当にあるかという、必要性の観点からの説明を求められますよね。それからやはり、それは民間でできないのか。ですから引き下げる場合に一番問題になってくるのが、法的にいうとやはり民間との関係かと思うんですよ。ですから、本当に民間で担えないのかということですね。

それから民間で担う場合、担うことはできるけれども、しかしそれでは十分にパブリック・アクセスが確保できないので、どうしても支援が必要だということ説得していく必要があると思いますね。

馬淵部会長： ほかに。よろしゅうございますか。

箱守委員： 質問ですが、50億円の下限額を引き下げられず、保険料も余り安くないという中では、例えば、国で予算を取ってその保険料を補助するということは考えられませんか。二重になってしまうというか、何か変な形かもしれませんが。

宇賀教授： そうですね。今の補償金額の下限を引き下げるというやり方と、それからそこは民間に任せるけれども、やはり民間に任せているだけでは十分ではないので、その部分について保険料を補助するというやり方と、両方考えられると思うんですね。

後者の場合には、これは民間事業者との競合の問題は避けられるということになりますので、民間でもやれるところに入っていくわけではありませんと。ただやはりそれでは十分ではないので支援しますということで、民間との競合は避けられるというメリットはあるかと思います。ただ、それにしてもやはり新たな財政支援が必要になってきますので、当然そこは財務省の御了承が必要ということになると思います。

箱守委員： それでは、できるということですよ。結局、その負担をどうするかという問題は別として、そのような意向があれば、そういう方法もとり得る可能性はあるということですね。

宇賀教授： 法的には問題ないと思います。

箱守委員： ありがとうございます。

馬淵部会長： かしながら、保険料の負担を国がすることになるというのが、私には簡単なことなのか、それともそうでないのか、よく分からないのですが。

箱守委員： そうですね。難しいとは思いますが。

馬淵部会長： 今までの制度では事故が全くなかったんで、国の負担はないわけですね。ですから、もちろんリスクは負っていただいているわけですが、保険料を補助するとなると保険料の一部負担でも、実際に予算が発生することになりますが、そういう話は今までなかったのですか。

渡辺課長補佐： 制度創設当初には保険料補助の可能性というのでも検討はいたしました。ただ、保険料の補助ということになりますと、毎年一定規模の予算を獲得してこなければなりません、この補償制度の場合ですと、何か起こらない限りは特に予算の支出というものは発生しませんし、特に50億円というふうに設定した場合には事故もほとんど起こらないだろうということで、毎年一定の予算を支出するよりも、補償制度の方が予算的な面でも効率的であるという考え方で、当時はこの制度ができたという経緯がございます。また、その際には50億円ということも当然前提になっていたかと思っておりますので、それを引き下げるというふうになったときに、またその辺りも今後の検討かとは思っています。

馬淵部会長： ほかの委員の方は、よろしいでしょうか。そろそろ時間も参りましたので、ヒアリングは以上でございます。宇賀教授にはお忙しいところおいでいただきまして、御丁寧な説明大変ありがとうございました。

(ヒアリング対象者退室)

馬淵部会長： それでは、今回は自己負担額50億円の引下げについて、一般社団法人日本損害保険協会からヒアリングを行いまして、皆様に御議論いただきましたけれども、これまでの本部会における議論を踏まえて、事務局において本部会の審議のまとめ案を作成していますので、説明をお願いいたします。

萬谷美術学芸課長： それでは失礼します。4月に着任しました美術学芸課長の萬谷です。私の方から、審議のまとめの修正案について御説明をさせていただきます。お手元の資料の4-1と4-2、見え消し版のものと修正を溶け込ませたものがございます。前々回、2月の美術品補償制度部会において、その修正前のバージョンを基に御議論を頂きまして、そのときの御意見を踏まえ、またその後、前回4月の美術品補償制度部会では一般社団法人日本損害保険協会からの

ヒアリングを行いましたけれども、そのときの質疑を踏まえ、事務局で修正を施したものでございます。なお、前回4月の美術品補償制度部会において頂いた主な御意見につきましては、資料5として論点別にまとめております。また詳細なやりとりにつきましては、資料6として議事録の案をお付けしておりますので、適宜見比べていただきながらお聞き取りいただければと思います。

それでは資料4-1を基に御説明をさせていただきます。まず、一番目の「はじめに」につきましては、ここは特に変更はございません。二番目の補償制度の運用状況等でございますけれども、制度の運用実績の一つ目の丸で、2行赤い字で加えております。巡回展の開催実績でございますけれども、これは後にも何か所か出てくるのですが、今回50億円の引下げということを考えた場合に、先ほどヒアリングでもございましたけれども、論拠として法律の規定に照らして美術品を鑑賞する機会の拡大ですとか、多様な展覧会の開催支援ということでやってきているわけですが、具体的な材料として、今まで議論されてきた、東京など大都市に集中しているということに加えて、巡回展の構成が多様なものになっているのかどうかという観点も加えてはどうかということで、まず一つここに実績を加えているものでございます。

おめくりいただきまして2ページですけれども、一つ目の丸に巡回展の開催実績の内訳を記載しております。すなわち、国立のみで開催された展覧会が7件、国立・公立の組合せの巡回展が9件、それに対して公立のみの組合せ、また公私立の組合せというものは各1件となっております。

また、その下の丸でございますけれども、これまでの18件の展覧会においては、補償金を支払った事例は生じていないということ、後ろにも出てはきますが、ここでも明確に記載したということでございます。

そこからしばらくは字句修正でございますけれども、3番目の補償制度の創設による効果と課題ということで、4ページに入っていただきまして、(2)の美術品補償制度に係る課題ということで、一つ目の丸でございまして、ここはもともと1月の美術品補償制度部会でお配りした資料では、修正したバージョンのような表現になっていたところですが、部会では18件という数字は不十分とも限らないのではないかという御意見があったことから、議論の分かれるところであるというふうに修正したわけですが、引下げという結論との整合性を考えますと、必ずしも十分に活用されていると評価することは困難であるという書きぶりにした方が結論とつながりやすいのではなかろうかということで、修正をしたものでございます。また、その下の丸の「公私立館」というところで、私立を加えたというのは、これは2月の部会での御意見を踏まえたものでございます。また、その下に4行ほど赤字で加えておりますけれども、ここも先ほどの巡回展の開催実績を踏まえ、再度国公立の組合せによるものが9件と最も多く、それに対して公立館のみの組合せ、公私立の組合せは各1件にとどまっているということ、これを課題として記載したものでございます。

次の5ページでございますが、こうした課題を受けての今後の対応方策としまして、ここは補償範囲に関することについて、幾つか小見出しを付けて分類

をしております。一つ目の補償範囲の見直しというところでございますが、ここでは一つ目の丸にありますように、引下げの検討に当たっては美術品補償法の附則2項の条文を踏まえて、法律の施行状況と社会経済情勢の変化というものを踏まえる必要があると書いているわけですが、それに対応する記述が必ずしもたくさん書いてあるわけではなかったということで、関連する記述をその下に赤字で加えております。その下の丸ですけれども、法律の施行状況につきましては、先ほども実績のところに記載はしているのですが、それを改めてまとめて記載をしております。すなわち、その「また」以下の部分ですが、これは地域別に見た場合に大都市圏、特に東京に集中しているということでありまして、法の目的規定にあります美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会ということについて、十分であるとは必ずしも評価できない現状にあるという書き方をしております。

また、その下の丸の「さらに」というところですが、これは先ほどの巡回展の実績に関することではありますが、これも公立館のみ、また公私立の構成による巡回展は1件であり、多様な展覧会を支援しているとは必ずしも評価することが困難である、という書き方をしております。その下に続けて、これは50億円という金額が高額であることが一因と考えられ、美術品補償法に規定する多様な展覧会の開催に資するものになっているとは必ずしも評価することが困難である、という書き方をしております。

また、その下の丸ですが、「一方」というところでは、社会経済情勢の変化ということに対応する記述をしております。すなわち、まず前段では評価額の実況について書いております。一部の分野、例えば現代美術などを念頭に置いておりますが、この評価額は高騰しており、その他の美術品についても、先日も高値による落札のニュースがありましたけれども、美術品の評価額が高騰していた制度創設時の評価額水準と大きく変わらない傾向にあると言われているという記載をしております。また、後段では保険料の水準に触れまして、これも制度創設時と比較して保険料の水準が大きく変わっているとは言えない状況にあるという記載をしております。

続いて6ページですけれども、最初の丸では「こうした現状の中」ということで、ヒアリングにおいて引き下げることについて要望があったということ、またニーズもあったということに記載しているのですが、その下で線を引っ張って消しているところがございます。これは修正前のバージョンでは、引下げを行う場合にこうした課題を解決することが併せて必要だということで三つほど項目を挙げていたのですが、これらの項目については、解決すべき課題というよりも引下げのときの留意点として、書き方を変えて、場所を移して後ろに入れ込んでおります。したがってここでは割愛しております。

それから下から二つ目の丸ですけれども、「このため」ということで、以上の文脈を踏まえて、今後解決すべき課題に速やかに対処し、更なる運用実績を積み重ねつつということで、50億円という補償範囲の引下げを目指すことが必要であるという結論を持ってきているわけですが、その間にも、ここで再度

引下げの意義，目的について明確に記載してはどうかということで，美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催の支援，それから多様な展覧会の開催に資するといったことを再度入れ込んでおります。また，その下では補償範囲の引下げの視点ということで小見出しを設けております。

次に7ページですけれども，先ほど御説明した割愛した部分につきまして，ここで引下げに当たっての留意点ということで三点整理しております。一つ目は，先ほどのヒアリングでも御議論ございました，民間との役割分担ということですが，これを踏まえて，引下げに当たってはできるだけ低額にするという観点を踏まえつつ，民間保険会社の事業の機会を奪うことのないよう，役割分担に留意して補償範囲を検討することが必要であるという書き方をしております。

また，その下の丸ですけれども，引き下げられた場合にリスク管理の問題が出てまいります。これについて，国が支援するにふさわしい内容であると認められる必要があります，またリスクをできるだけ小さくし，損害発生を防止するための事故防止策が講じられることが必要であるという記載を設けまして，その下に「このため」として，現在の基準については維持するとともに，引き続き審査を厳格に行うことが必要であるという記載をしております。

また，その下の丸ですけれども，国民への利益の還元ということでございます。これも下限に近い規模の展覧会ですと，どうしても軽減額も少なくなってくるわけですけれども，部会でも，少ないならば少ないなりに還元のやり方もあるという御意見がございましたことを踏まえて，軽減効果が薄くなっても，引き続き入場料の軽減や教育普及活動の充実など，何らかの国民への利益を還元する取組が行われることが必要であるという記載をしております。

それから8ページにおきましては，申請手続きの話ですとか，広報の話ですけれども，4の制度の運用上の工夫についてですが，申請者の負担の軽減を図ることが前の2の記述と重複いたしますので，ここを整理する形で削除しております。

まとめの修正部分は以上でございますけれども，これを検討するに当たりまして，引下げに当たって考えられる論点というペーパーを以前からお配りして御議論を頂いておりました。今日も資料3としてお配りしておりますけれども，その論点に掲げた事項については，基本的には何らかの形で，この取りまとめの文書に反映をしております。

ただ，資料3を御覧いただきますと，論点のうち，直接的に盛り込んでいないところが若干ありまして，それは一つ目は資料3の1ページ目の一番下ですけれども，補償料の納付ということで，引下げによって補償料を納付させるべきであるという議論が起こる可能性があるというところですが，ここは先ほどの留意点のところでは審査の厳格化と一体として書き込むという形にしておりまして，直接この取りまとめの中には記載しておりません。

また，論点の2ページ目のところで，政府の補償上限額の話と，具体的な制度設計の話がございました。ここについても取りまとめの案では，まずは引下

げという方向性を書いておまして、詳細な制度設計についてはここでは触れずに、また実際に引下げのときに追加で御意見いただくことはあるかもしれませんが、今回の取りまとめ案の中ではここは省略しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

馬淵部会長：ありがとうございました。それではただいまの御説明に対して、この審議のまとめ案に関して御意見をどうぞおっしゃってください。

箱守委員：今の資料3の1ページ目の一番下の補償料の納付というところに関してですが、これは補償料を取るということは本末転倒と先ほど宇賀教授もおっしゃっていたのですが、これは事故のないように運営していくこと、要するに支払がないように運営することが第一であって、この制度の適用を受ける際には、今まで以上に安全に配慮してやってもらうための制度ですので、そこで補償料を払ったからということでお茶を濁すよりは、より安全に最大限配慮して、例えば輸送を分割してリスクを小さくするとか、事故が起こらないようにこういうものを取り入れて損害を防止するという方策にお金を向けてもらう必要があると思いますので、そういう部分をどこかに記載するなり、反論材料として持っておいていただければと思います。

もう一点は、やはり日本の美術館ではほとんどいらっしゃるところは少ないのですが、リスクを管理するという意味においては、美術館にいる修復家が大きな存在だと思いますので、文化庁として今後修復家を支援して、例えば国立の美術館で修復家を雇いなさいというような方針を打ち出していくというか、すぐにはできないかもしれませんが、そういう方向で安全性を求め、そういうところが増えてくれば、地方にも巡回できる展覧会が随分増えてくるのではないかと思います。

そうでないと、美術館に温湿度を計ったデータがないというような事例があるということは、やはり修復家という人がいないから、そういう感覚が美術館にないということが問題だと思いますので、地方にこの制度を適用していくためには、美術館のレベルがそれに見合うレベルに上がってくる必要があります、日頃から美術館のリスク管理をする人間として修復家が必要だと思います。そういう修復家を育てる制度を文化庁でやっていただけないかなというのがもう一つございます。

萬谷美術学芸課長：前段の補償料納付については、引下げを行う場合にはそういうことを指摘される可能性もあるのではないかとということで、論点として記載させていただきました。

それに対しては、今おっしゃっていただいたとおり、審査の厳格化といったことは留意点として盛り込んでおりますので、そういう観点で今後とも対応していくということで書き込んでおります。

また、修復家の雇用については少し大きな話でもありますので、課題として

受け止めさせていただきたいと思います。

大原委員： その修復家というのは、今発言していただいたんですけれども、まさに修復家としても理想を持ち続けていた案件でして、決して10年やそこらで実現する問題ではないと思いますが、そういう構想があるということだけでも、何か全体が希望へと動いていくと思いますので、少し大きな問題ですけれども、是非よろしく願いいたします。

箱守委員： この制度を安全にずっと継続させていくためには、前にも言いましたように、両輪というか、片一方が補償制度であり、片一方では修復の分野がしっかりと立ち上がっていないと、両輪で動いていけないということがあると思いますので、是非何らか文化庁の政策の中に入れていただきたいと思います。修復家の育成及び雇用を支援するというようなことを考えていただけたらと思います。

大原委員： 修復というと直すばかりというイメージが浮かんでしまいますが、要するに保存修復になります。初期には保存に重きを置くということをやっていただくことが理想でございます。

大塚部会長代理： 今回のこの議論の対象というのは、海外から借り受ける美術作品ですから、大体どのようなものを修復するかというのはある程度、想定はつくのですが、国内等全体を見たときには、古い文化財もあるわけですね。そうしますと、急に各県の美術館・博物館に保存修復家を置けというのは、少し難しいのではないかと思います。一時期は、国立博物館や国立美術館を中心として、ブロックごとに保存修復家を支援したらどうかという話がありました。現在はそのような話が立ち消えになってしまっていると思いますが、これを機に、場合によっては、古い文化財も併せて行うことも含めて今後検討されてはいかがでしょうか。今すぐに文化庁に全部求めるのは難しいと思いますので、理想ではありますが、一歩ずつ着実にいかれたらどうでしょうかね。

馬淵部会長： ただいまの保存・修復に関する御意見は、私は大変有り難い御意見だと思います。国立美術館は本当に努力して、過去に1人の修復家を館内で雇用していましたが、その人が辞めたときに後任の修復家が採用できなかったという事情がありました。やはり国立美術館は国民の財産を預かっていますので、ふだんから作品の状態を確認できる、私はホームドクターと言っておりますが、常にドクターとして状態を確認する人が必要だろうと言っているのですが、実際に今まで採用できなかったのです。しかしながら、これから1人だけでも保存・修復担当の人を公募する予定でございます。

ただ、国立美術館5館のうちで、1人しかいないという情けない状況でございます。そのかわりにフリーランスの方たちに非常にお手伝いいただいているわけなんですけれども、特に展覧会の場合は、外から来る作品には向こうの

保存修復家がケアしていただけますが、恒常的に館内のいろいろな状況について熟知している人がやはり必要だろうと思うんですね。ですから、今後の方向としては、やはり国立美術館がリーダーシップをとって、なるべく館内で保存・修復の管理ができる人を雇用し、かつ育てていくという状況を作り、またフリーランスの方も育て、いろいろな形で安全性を高めるために努力していかねばならないと思います。ですので、その安全性について、例えば保存・修復もそうですし、美術館、博物館のコンディション、空調のこととか、あるいはエレベーターのこととか、あるいはアクセスのこととか、いろいろな問題が出てきますので、そういったものをある程度具体的に記載して、こういう方向で美術館、博物館も、自治体も前向きに取り組みつつ、この制度を活用してほしいというような文言にしていただけたらと思います。これによって、美術館、博物館の内部における安全について多少注意喚起できるかなというふうにも思います。

白原委員：先ほどの宇賀教授のヒアリングの際に御質問することではないと思っていましたが、宇賀教授のお話の中にも入っていなかった有効性の観点として、度々この議論の中で出てきたことでもあるのですが、国家補償の対象とするために、施設や、学芸員といった、美術品を扱う側の物理的な面、そして、ソフト部分、あるいはモラルの部分の向上も目指すということが、有効性の観点の一つに本当は入ってもいいはずだと思うのです。

50億円を超える展覧会を開催可能な国立の美術館、博物館であれば、もう既に環境が整っているので、今まで、例えば軽減された分を教育普及などに向けてすることも可能だったわけですが、50億円の限度額を引き下げるということになると、空調など基本的な部分も追いついていないということも含め、制度を利用したいのであれば、基準を満たすために、軽減された保険料のお金を使ってくださいと。そうすることによって、施設や、先ほどお話のあった修復に使うこともあるでしょう。入場料の無料化や子供たちの入場料の減額以前に、展覧会を開催するための必要条件を満たすというために費用が使われる、それがまたその施設や、学芸員のモラルやスキルの向上につながるということも、有効性の一つとしてもう少し積極的に考えていただきたいと思います。

それが50億円の下限額を引き下げることの目的の大きな1点であって、この資料4にあるように、今まで制度の活用によって、ワークショップをやったり、講演をやったりという実績はあり、確かに50億円が引き下げられた場合に、入場料の軽減や教育普及活動の充実など、何らかの国民への利益を還元する取組を行うというのは非常に理想的だとは思いますが、これは次の段階なのではないでしょうか。実際にはその前段階として、この制度をきっかけに、日本の美術館、博物館が質的向上を目指す意識と努力を持ち、この制度の働きが、国民に利益が還元される質の高い展覧会の開催に結び付くことが目的ではないかと思います。ですので、少し入場料にこだわり過ぎているところがあったと思うのですが、もう少し大前提に立ち返ることが、特に今回の50億円の下限

額の引下げということに関しては必要になってくるといいますか、目的の一つの重要な柱になると思っております。

馬淵部会長：ありがとうございました。ほかに、このことに関してでも結構ですし、別の問題でもよろしいのですが。

箱守委員：今のことに関連して、白原委員の御意見に大賛成です。あともう一つ、美術館、博物館におけるマネジメントを高めていくということが、結果的に民間の保険のリスクを減らすということにもつながるので、官民の役割分担という点で、この制度が民間の保険会社にリスクを減らすためのいろいろな支援をしているという形になるという考え方もできるのではないかと思います。

白原委員：そう思います。それが将来的に修復家であったり、恒常的な組織改革であったり、防火扉についての意識もなかったようなところが予算化するといったことによって、数年後にはこの制度を使えるような美術館、博物館になるということが、実際制度を使うか使わないかは別として、恥ずかしくないきちんとした体制とデータを示すことのできる館になればと思います。

岡部委員：私も大賛成です。やはりこういう国家補償制度をより充実させて普及させていくためには、そういう制度を受けられる美術館、博物館のインフラ整備というのがまず重要です。例えば海外の美術館が日本では修復家もいないということを知ったら、国家補償制度を受け入れないというのは当然というような気もするんですね。ですので、この制度をより充実させて、もっと多くのほかの海外の国からも認めていただくためには、インフラをきちんと整備するのも、この補償制度を継続させていく上でとても大事だと思うんですね。

馬淵部会長：ほかに御意見はありますか。

高橋委員：今の論点、私も賛成ですけれども、これはそもそもが50億円の補償の話と、それから先ほどのハードやソフトの面で、ある一定の基準を満たさないと、この補償制度では認定しないということが、資料4-1にも書いてありますけれども、きちっと皆さんに申請要件をお伝えしていらっしゃる中で、やはり小さな美術館の方も厳しいという形で委員の皆様は思われていますが、ハード面を修復する際に、補償制度の引下げによって、保険料で何か賄えるのかということ、私は若干違う気がしています。なぜかといいますと、いろいろなほかの資料を拝見していますと、保険料の軽減額が300万円とか100万円とかの金額で、防火設備や、空調などを充実することができるならいいのですが、それも結果的には国家的に美術館をそういう形で補償するとか、修復費を出すような形ですよね。そういう論点でいいのかなというのは、リスクマネジメントの観点からすると、この制度の問題と今の論点とが合うのかなという疑問が少しありま

す。

渡辺課長補佐：今の白原委員のお話というのは、入場料の還元というのは、制度の適用による保険料の軽減分の使い道としてどうするかというお話であると思うのですが、ただ、この制度を使うために美術館、博物館のインフラを整備するというのは、恐らくそれは制度を適用して、その後の保険料の軽減分でやるということではなくて、そもそも制度を適用する前の段階のお話ですよ。ですから、もし制度を適用して、保険料の軽減分をそういうことに回すということになりますと、制度を適用する時点では、その館の状態が不十分なままで審査を通すということになります。そういう御趣旨ではないということでしょうか。

白原委員：例えば、国家補償制度に申請するときに、24時間警備でもなく、機械警備も不十分であり、そのための人件費が不足しているけれども、国家補償が適用されることによって、軽減された金額をその人件費に充当することで、国家補償の基準を満たすということであれば、恒常的ではないにしても、この展覧会の開催期間中は、きちんと基準を満たすことができる。そして、そういうことがあれば、今年度は難しいけれども、何年後かに警備関係を手厚く予算化をするということがあれば、館としての向上や意欲に結び付けてくるのではないかと思うのです。

つまり、保険料の軽減分の数百万円で何かを全部するというのではなく、一つの啓蒙的な、教育的な、将来に向けた美術館への働き掛けをするためのきっかけになるのではないかと思うのです。軽減された金額を使わなければ、本当にそれは小さい美術館になればなるほどそうだと思うのですが、子供たちの入場料を無料にする以前に、そうしないと展覧会ができないということなのです。

箱守委員：それに似た例としては、例えば24時間空調というものもあると思いますね。

白原委員：そうですね。

箱守委員：今日本の美術館は、ほとんどが24時間空調をしていなくて、そういう予算がないから、その期間だけ言われればやるという形態が多いですよ。

高橋委員：そうするとハード面などで、今の警備も含めまして、ある一定の基準に満たないという項目が幾つかあった中で、それをやれば今回国家補償が認められるということに、その軽減分を使うことができるんだというお話ですよ。

白原委員：そうですね。例えばそういうことですね。

高橋委員：あとは、保険料の軽減分の利用をどこまで認めるのかということでしょうか。その保険料の軽減分を子供たちの入場料の無料化に充てるとか、多くの人たち

に作品をしっかりと見ていただくために使うとかという話ではなくて、今のよう
に、展覧会を開催するのに不足しているところに保険料の軽減分を充てた方
がいいという論点ですね。

白原委員：　そういうことです。もちろん子供たちの展覧会の入場料を無料化するという
段階にまで達すれば、それはすばらしいことだと思いますけれども、この国家
補償制度は、私が誤解していなければ、そもそもの目的が質のいい展覧会を開
催するための支援なわけですから、今までにも、この国家補償を適用されるこ
とによって、こんなにすばらしい作品を借りることができるということもあり
ましたし、この展覧会にはどうしてもこの作品を借りたいけれども、作品の評
価額が高額で保険料がととても高いが、保険料が軽減されたことによってその作
品を借りられたという事例もありましたように、それが国民への還元なのだと
思います。保険料の軽減分がなければ良質な展覧会が開催できないということ
です。ですから、展覧会を開催するための資金の一部にこの保険料の軽減分を
充てさせていただきたいということが、まずこの制度の一番基本的な趣旨だと
私は思っております。50億円の下限額を引き下げるとは、軽減した保険料
を展覧会の開催費用に充てる美術館、博物館が多くなるのではないかと思いま
す。

馬淵部会長：　例えば、県立や市立の美術館、博物館等は、やはり現状では、内部のセキュ
リティがどのくらい必要かということはまだ理解されていないところもあると
思うのですね。例えば、建物は有名な建築家による非常に立派なものだけれど
も、中のセキュリティに関しては、いろいろな問題があつて、場合によっては
申請をしてもクリアできないかもしれないというような、美術館の活動の見か
けと中の機能の問題に対する注意を喚起する意味でも、非常に重要な制度だ
というふうに思うのですね。

ですから、丸適マークが付いているか、付いていないかということ、例え
ば、議員さんとか、役所の方々は気になさる。隣の県は丸適でこれができるの
に、うちの県は何でできないんだというような議論になれば、それはこれが足
りないから、この予算を付けてくださればこうなりますというような導き方で
セキュリティを高めていくというような、そういうちょっとした、言葉のレト
リックであるかもしれませんが、そういった導入の仕方であらう美術館の様々なファ
シリティーを高めていただくという方向に持っていく機会にもなれば、今白原委
員が御指摘になった方向にうまく、具体的にこのお金がどこに使われるかとい
うことではなく、全体がそういう方向に行く機会にもなればいいなというふう
に思われます。

大塚部会長代理：　よろしいですか。事務局の方にお伺いしたいのですが、現在も公開承認
施設という制度はありますか。というのは、この公開承認施設は、文化庁であ
る程度、制度の内容を決めたということではあります、申請のあった施設を

この制度に該当すると認められた形で丸適マークを出しているわけですよ。

そうすると、例えば今のお話は、その丸適マークに適合しなかった美術館、博物館が展覧会を開催したいと言った場合にどうするかということになるかと思いますが、これは私も今期の美術品補償制度部会から委員に着任したところであり、今までの経緯は分かりませんが、そもそもこの制度の予算がどういうところまで使えるかが決まっているということであれば、協議して、今後の対応として活用するという観点から、可能なことができるかどうか。要するにその広がりがないと、限定されたところだけということでは、なかなか難しいと思うんですよ。

そういう意味では、今言った保存もそうですし、本来公開施設という観点から見ると、当然ということであって、本来ならば自己努力等も必要ですけども、この制度に採択した場合にバックアップできるかどうか。できれば他の委員の方々の意見を聞いて、事務局側で一つの方向性というのを御検討されたらどうでしょうか。今すぐというのは、少し難しいとは思いますが。

渡辺課長補佐：この制度自体は特に予算がついているわけではなく、もし何かあったときに、美術品の損害分を補償するという制度になっています。

大塚部会長代理：先ほど少し感じましたが、自分の美術館、博物館が、例えば、意欲があっても将来的にこの国家補償制度に申請したいという場合に、申請に当たっては、この部分が申請要件に欠けているので、その部分に保険料の軽減分を充てたいのでよろしく願いますというようなことには、この制度はなっていないわけでしょう。

渡辺課長補佐：そうですね。そのようにはなっていないです。

大塚部会長代理：だからその辺が難しいところですよ。

渡辺課長補佐：はい。

箱守委員：でもそれに近いのは、館長が前期まで本部会の委員をされていた富山県立近代美術館の建て替えでしょうか。当時は本部会の委員でありながら、自館の美術館は見直すところが多いということで建て直すことになったということですので、やはりそういう意味では大きいのではないかと思います。

大塚部会長代理：美術館、博物館を啓蒙するという意味では効果がありますよね。

白原委員：制度を適用した美術館で、スプリンクラーがウエットタイプという問題があって、そのときは通したけれども、次回申請時には適切な改修が完了していることが望ましいという指摘をして、実際に直したという経緯もありました。こ

ういった話は、実は組織の内部からはなかなか言いにくいことがあるのですが、国や外部から、こうしなければいけないとおっしゃっていただくと、美術館、博物館の組織の長に理解していただけるのではないかと思います。

もう一つお聞きしたいのは、公開承認施設と、国家補償制度に見合う施設というのでは、公開承認施設よりも基準が厳しいのではないかと思います。ですから、公開承認施設の丸適マークがあればこの制度が適用できるかという、そうでもないですよ。

渡辺課長補佐：そうでもないです。

佐藤委員：御提案が二点ありまして、一つは、今回のこの文言については7ページの下から二つ目の段落において、保険料の軽減についてこういうことをやりたいというふうに言っているわけですが、今お話が出ていることは、美術館全般の設備とか、あるいは人材確保とか、育成とかいったものに向けて、この制度全体がインセンティブにならないかということを行っているわけですから、保険料の軽減のところに置かないで、ほかのところの項目、例えば、その他のところが9ページにありますから、そちらに移して、この制度を使って美術館の設備の向上、あるいは人材の充実というものをインセンティブにしたいということを書けばいいのではないかと思います。今の保険料の軽減についてはここに書いてあるとおりでもかまわないと思いますけれども、それは一つ分けた方がいいというのが御提案です。

それからもう一点は、せっかくこれだけの各分野の専門家が集まってお話をされたときに、設備の向上、あるいは人材の育成のインセンティブにこれを使いたいと言っているわけですが、この国家補償制度の中でこの議論をするのは無理があると思います。一方で文部科学省は、大学のいろいろな格付や何かを一生懸命やっているわけですよ。文化庁も、是非こういうときに美術館や博物館の格付のような制度を導入するという、政策的なことを考えていただけないかなと思います。それによって設備をよくする、あるいは先ほどよりおっしゃっている修復家とか、あるいは保存という人材をどうやって育成するか、それが今できていないということを、やはり現実として知らしめて、その上でみんなが対策を考えるというような形にした方がいいのではないのでしょうか。博物館ネットワークというところに、海外の制度ではこういう基準になっているというようなものが載っていますけれども、日本の各博物館、美術館がそういう制度にのっとっているかどうかということが、現実に把握されていないように思います。それをきちっとやって、その上で何か格付制度のようなものを作れば、これからはその格付制度にのっとって審査をしていくというふうに我々も使えると思います。だからもっと大きな政策的課題として、この美術品補償制度部会にぶら下がった話ではなくて、独立した政策課題として、文化庁として考えていただけないかというのが、私の二つ目の御提案です。

馬淵部会長：ありがとうございました。新しい美術館設備や人材の向上にも資するというような文言を入れるということと、それからもう少し大きな見通しとしては、美術館、博物館そのものの格付をすることによって、みんなが努力して高いレベルに到達する、そういうシステムをお考えいただきたいという御提案ですよ。

多分これは、理想的な格付をするとやはり、例えば保存修復の専門家がいるかとか、美術館、博物館の作品のデータをインターネットに掲載しているかとか、そういうのを聞かれると国立美術館は真っ青になってしまうというようなところもございまして、しかしながら、現状がそのとおりなのでやむを得ない。それに、海外並みにその辺りをそろえているところは、多分国内では一つもないのではないかと思います。しかしながら、大変面白いというか、興味深い御提案であり、是非そういうのをやっていただくと、文化庁の傘下である国立美術館がいかに貧しいかということがおわかりいただけると思います。

佐藤委員： 前期の委員会でも同じようなお話をしましたが、検討していただけなかったもので、今回は二度目なので是非、検討してください。

萬谷美術学芸課長：先ほどおっしゃった格付ということに関連しますと、美術館、博物館を含めて、博物館全体についての望ましい基準というものがあまして、博物館法に基づいて告示で定めていますが、それが必ずしも周知をされていないかもしれないですし、それに準拠しているところがどれだけあるのかということころまではなかなかデータがないのかもしれないかもしれません。

佐藤委員： よろしくをお願いします。

白原委員： 佐藤委員に一つ質問します。例えば格付のようなことをすることによって、保険の料率ですとか、一つのルールのようなものができやすくなるという、そういうことはございますか。

佐藤委員： そういうこともあるかもしれませんが、少なくとも今やっているこの審査の中でも、美術館、博物館からデータをもらって確認していますよね。でも、あらかじめそのようなものが登録されていれば、それを使えばいいということになるわけですよ。だから、今美術館、博物館がものすごく申請の負荷が大きいと言っているわけですが、そういう制度が美術館、博物館に対して設けられていれば、それを使えばいいということになりますよね。逆に民間保険会社も、もし国家補償制度を使わない保険を付けるときには、是非それを見せてくださいということになりますから、すごく事務が軽減されると思いますね。

高橋委員： 実はそれに関しては、私どもリスクマネジメント会社ですから、親会社の方からも依頼を受けて、何万という建物をしっかりと調査をして、防災の観点か

らデータベース化していますので、何回も同じような調査をお客様に御負担かけることはありません。ですから、一度しっかりとそういう美術館での調査の観点からのデータをきちっと頂きながら、その格付をするなりして、そのデータを充実しておけば、審査の際に何々美術館はランク A といったことがわかるので、申請者がうちは A ですと言ってくれば、申請する負荷というか、書類をたくさん求める必要はなくなると思います。

馬淵部会長：いかがでしょうか。文化庁の方でファシリティのデータベースを作成していただけるのか。もちろん最初は美術館や博物館が自館のファシリティを出さなければならないというので大変なことだとは思いますが、確かにそれは、この制度が使われていく以上は非常に便利なことですよね。今後、長い時間をかけてそういうデータが展覧会ごとに増えていくわけですから、国家補償を経験したことがある美術館、博物館がそこにデータとして載っているというのは、確かに非常に事務の軽減になると思います。

佐藤委員： それとお互い同士が知り合えるということですよ。一体ほかのところはどうなっているのかということが、今ブラインドだと思います。

渡辺課長補佐：長期的な課題として検討したいと思います。

馬淵部会長：確かに大きな課題になります。

高橋委員： あと一点よろしいですか。資料4-1のところの9ページのところにありますが、今、たまたま18件で損害は発生していませんけれども、発生した場合には誰が査定をして、どうやってその補償金を払うのかというマニュアルはないという状況ですか。

渡辺課長補佐：具体的なマニュアルというものが今ないという状況になっておりまして、例えば損害の査定といった業務に関して、民間保険会社に委託できるということが法律、あるいは政省令で定められておりますが、ただ、具体的にどういった業務内容を委託するか、民間保険会社とどういう契約を結べばいいかというところのしつぽうなどを定めたものがないという状況でございます。もちろん支払うのは当然国なんですけれども、特に民間保険会社との業務の役割分担について、しっかりと詰めなければいけないという状況でございます。

高橋委員： それらが課題としてまだ残っているので、速やかに対応していきましょうということなんです。

渡辺課長補佐：そういうことです。

高橋委員： 多分海外の所有者の方，申請者である美術館側との交渉であるとか，ものすごい負荷がかかると思うんですね。そこが民間保険会社としても一番大変なところで，その対応要員を張っているだけでも，費用が掛かりますので，民間保険会社としっかりと役割分担とか，契約を早めにしておくというのは必要だと思いますので，ここはおっしゃるとおりだと思います。

馬淵部会長： ほかに何か御意見はありませんか。

岡部委員： 前回の部会は出席できなかつたのですが，議事録を見せていただいて，箱守委員が，これを適用されたところは天国で，それ以外の地獄がたくさんあるということをおっしゃっていましたが，実際に，先ほど萬谷課長が説明されたように，美術市場がどんどん高騰している中で，基本的に，やはりこれからも美術品の値段は高騰していくと思います。しかも日本の現状を見ると，天災やテロのような人災も多分増えていく可能性がある。増えてほしくはないけれども。そのような中では，基本的に民間の保険料は，私はどんどん高くなっていくのではないかという気がするのです。そうすると，基本的にもう既に高い，その中で地獄のような費用を払いながら展覧会を開催している小規模，あるいは地方の美術館の数は多いわけですね。だからこそ，実際に何か起きてしまったら，官であれ民であれ，大変になってしまいますが，やはり非常にモラル的にもかなり地獄のような危機感とリスクを感じながらやっている美術館が多いと思います。国家補償制度を広げることで，それを助けるというような形にもなり得ると思いますので，やはりより件数を増やしていくような形に制度を変えていくというのは大事ではないかなと思います。

馬淵部会長： ありがとうございます。ほかの方で何か更に一言ございますでしょうか。それでは，特に御意見がないようでしたら，本日頂いた御意見を踏まえて，事務局の方で審議のまとめ案に反映していただきたいと思います。

それでは，議題1につきまして，まだ御発言のない方，よろしいですか。特になければ閉会とさせていただきますが，事務局の方から，今後の予定についての御連絡をお願いいたします。

渡辺課長補佐： それでは資料7を御覧いただきたいと思います。次回の美術品補償制度部会ですけれども，6月18日の木曜日の14時から16時を予定しております。引き続きこの審議のまとめ案について御議論いただきたいというふうに思っております。専門調査会の委員の皆様におかれましても，御都合がもしつくようでしたら，御参画いただければと思っております。

以上でございます。

馬淵部会長： ありがとうございます。最後に有松次長，せっかく御出席ですので何かございますか。

有松次長： 自己負担額50億円の引下げを含めた美術品補償制度の在り方につきましては、長く御議論いただいておりますが、昨年度末には、大変いろいろな御意見も賜り、また、今年度においても更にヒアリングも重ねまして、だんだんと「審議のまとめ」案が詰まってきたところでございます。委員の皆様には大変御尽力いただき、ありがとうございます。

当初から非常に懸念しておりますように、50億円の引下げをどうやって実現するかというところがございますので、先ほど反論の材料ですとか、いろいろなことを御示唆いただきましたので、そのことを踏まえて、次回もう1回御議論いただきますけれども、それをおまとめいただいた後は、私どもとして、50億円の引下げの実現に向けて努力をしまいたいと思っております。

馬淵部会長： はい、どうぞよろしく願いいたします。それでは本日の会議はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。